

執筆者:

[E-mail](mailto:) [小口 光](mailto:)[E-mail](mailto:) [今泉 勇](mailto:)[E-mail](mailto:) [チョン・フウ・グー](mailto:)

1. 旧法下での Grab/Uber の試みの失敗

ベトナムでは、2004 年に、同国初の競争法が制定された。同法に基づき、企業結合に参加する企業の市場シェアの合計が、当該企業結合につき現地競争当局への届出の要否や、そもそも企業結合が許容されるかを画する要件とされた。

2018 年、Grab は、一定の地域を対象とする取引の一環として、ベトナムにおける Uber の配車プラットフォーム事業を買収した。ベトナム競争・消費者当局(VCCA)は、1 年に及ぶ調査の結果、この取引を違法と判断した。VCCA が M&A の形態による企業結合を阻止した、初めての事案であった。当時、企業結合の適法性を決定する権限があった競争審議会(Competition Council)においても同様の判断がされたが、当時適用されていた法律によれば、取引後の市場シェアの合計が 50%を超える場合には企業結合が認められないものとされており、本件企業結合は当該基準を超えたという事実に基づくものであった。

2. 新法の下での新たな枠組みの幕開け

2018 年 6 月に新たな競争法が制定された(上記競争当局の判断がなされたのは、新法施行前の 2019 年 7 月であった)。新法は、同国の企業結合規制を大きく変更した。M&A 取引の届出の要否は、総資産、総売上高、総市場シェア、または取引価値のいずれかに基づいて判断されることとなった。また、新法は、「競争の著しい減少」と呼ばれる判断基準を採用しており、これに基づき、ある取引が「競争の著しい減少をもたらす又はもたらすおそれがある」場合には当該取引を禁止している。

ベトナムは、新法に基づいて当局に報告された M&A 取引を阻止したことはまだ一度もない。新法施行後 2 年(2019 年 7 月から 2021 年 7 月)の間に VCCA に報告された M&A 案件数は、125 件であった。報告されている企業結合では、水平型結合が 45%、垂直型結合が 19%、コングロマリット型結合が 36%となっている。2 段階目の厳密な審査を受けなければならなかったケースは、わずか 10%にとどまっている。¹

2021 年の VCCA への企業結合にかかる申請は 130 件であった。申請された取引のうち、30%はベトナム国外における企業結合であり、そのうち 3 件は第二次の厳密な審査を受けた。²

デジタルコミュニティでは、数値要件の閾値の低さ、適用除外要件が存在しないこと、当事者規模要件と取引規模要件が別々に適用されることなどの点で、現行規制への批判が散見される。

3. 不明確な中での取引実行

新法下では、M&A 取引は、競争当局に届出するか否かにかかわらず、「競争の著しい減少をもたらす又はもたらすおそれがある」場合には禁止される。

VCCA において、この国際的に使用されているが曖昧で、かつ実質的な要件を、実務上どのように適用しているかが、重要である。新競争法と同法を具体化する政府の規制はあいまいで、実質的な要件を検討する上で考慮すべき事情を提示したに過ぎない。一方、VCCA は、米国、欧州連合、ベトナムの東南アジア近隣国であるシンガポールなど、他の法域で典型的に見られるガイドラ

¹ VCCA「2019 年 7 月から 2021 年 7 月までの期間における競争法に基づく経済集中活動」

² VCCA、2021 年年次報告書

インの形式で、いかなる分析指針も公式かつ公表していない。

これまでのところ、VCCA は、審査した取引について一般に知ることのできる情報を、自身のウェブサイトで、非常に簡素なニュースの形で公表するのみであり、取引を承認した理由については、ごく短い説明しか公表されていない。そのような中で、M&A 取引関係者に対し VCCA が企業結合をどのように分析するかについての洞察を提供するのは、簡単ではない。以下に2つの例を示す。

2020年5月、VCCA は、Elanco Animal Health Incorporated による Bayer Aktiengesellschaft の動物衛生事業の買収を承認した。VCCA は、対象企業がベトナムの豚用抗菌薬市場を支配していると認定した上で、本取引により、対象企業は「市場支配的地位にある企業の監督を強化する」ために、新競争法に沿った適切な「措置」を講じることを「推奨」した旨を説明する。しかし、当局が、この取引によっても、競争が大幅に減少されないと判断した理由は、VCCA のニュースでは説明されておらず、また、なぜ一定の措置を講じることが「強制」ではなく「推奨」されたのかについても、明らかにされていない。³

また、VCCA は、2020年10月、大手保険代理店である Marsh Vietnam と Jardine Lloyd Thompson との間の取引を承認した旨を公表したが、ここでも、当該買収が認められた理由について特に説明が付けられなかった。⁴

公式な指針や競争当局からの十分に合理的な決定の開示は、これまで求められてきたものの、まだ実施されていない。

4. 今後の課題

現行の法律や規制をさらに詳しく見ると、VCCA は、企業結合を検討する際、先進国における競争当局の審査と同様、取引の実質的な分析は、典型的には市場の定義から始まり、その後、取引が競争に及ぼす可能性のある反競争的影響の評価が行われる。

さらに、VCCA は、市場への「マイナスの影響」を上回る「プラスの影響」をもたらす場合、反競争的企業結合を承認することができる。M&A 取引関係者は、この種の影響を公正に評価するために当局が採用する具体的な基準を心待ちにしている。

VCCA をはじめとする政府が支援するウェブサイトでは、先進国の企業結合規制に見られる、単独行動による競争の実質的制限、協調的行動による競争の実質的制限、参入圧力、需要者からの競争圧力、業績不振企業の救済、効率性などの概念の説明と紹介を始めている。⁵

ベトナムの競争当局が、資源と経験の不足を乗り越え、高度な企業結合にかかる分析をいかに効果的かつ効率的に実施できるかは、今後の課題である。さらに、ベトナムは、行政機関の判断をチェックする独立した裁判制度の確立にも苦戦しているようである。

5. 当事務所の取組み

当事務所は、旧競争法が施行された 2005 年の翌 2006 年、国際協力機構(JICA)プロジェクトを通じ、日本の公正取引委員会の協力を得て、両国の競争機関である VCCA との技術協力プロジェクトにも参加させて頂く機会を得るなど、長年に亘り建設的な対話の機会を通じ、ベトナムの競争法実務に関与させて頂いている。今回の新競争法施行以前の実務、新法策定プロセス、及び新法施行後の実務の安定化の過程を通じて、ベトナムにおける当事務所弁護士は、現地の企業結合審査の困難を克服するため、多くの案件のサポートを行っている。当該チームは、当事務所東京オフィスをはじめとした各国競争法専門プラクティスグループの強い支援を得ている。新法がまだ草案段階であった時点で、当事務所(東京オフィス)競争法プラクティスグループのパートナー平家正博弁護士等の参画も得て、ドラフトにコメントし、現地の競争当局との対話を行った。この間、ベトナムの競争当局トップとの間で、新法の解釈・実用化に向けた建設的な議論を行ってきた。これらの経験をふまえ、引き続き、具体的な企業結合案件において、実務的な観点からの投資家サポートを継続する所存である。

³ http://vcca.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&category_id=e0904ba0-4694-4595-9f66-dc2df621842a&id=c3372588-77d8-41db-96b6-c61bb53b913b のクリアランスに関するベトナム語の VCCA の報道を参照。

⁴ <http://vcca.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&id=6d0a4259-91ff-4389-b48c-c99adf1ea452> のクリアランスに関するベトナム語の VCCA の報道を参照。

⁵ 例えば、<http://www.hoidongcanhtranh.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&id=151>(ベトナム語)を参照。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 